

浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（令和 6 年浜松市規則第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
別表第 1（第 2 条関係）				別表第 1（第 2 条関係）					
名称	定員	内訳		名称	定員	内訳			
		1号認定 子ども	2・3号認 定子ども			1号認定 子ども	2・3号認 定子ども		
浜松市立佐鳴 台こども園	(略)			浜松市立佐鳴 台こども園	(略)				
				浜松市立三ヶ 日こども園	120人	10人	110人		
別表第 2（第 4 条関係）				別表第 2（第 4 条関係）					
名称	開園時間	利用時間帯			名称	開園時間	利用時間帯		
		教育時 間	保育標 準時間	保育短 時間			教育時 間	保育標 準時間	保育短 時間
浜松市立 佐鳴台こ ども園	午前 7 時 30分から 午後 7 時 まで	午前 8 時30分 から午 後 2 時 まで	午前 7 時30分 から午 後 6 時 30分ま で	午前 8 時30分 から午 後 4 時 30分ま で	浜松市立 佐鳴台こ ども園	午前 7 時 30分から 午後 7 時 まで	午前 8 時30分 から午 後 2 時 まで	午前 7 時30分 から午 後 6 時 30分ま で	午前 8 時30分 から午 後 4 時 30分ま で
					浜松市立 三ヶ日こ ども園	午前 7 時 30分から 午後 6 時 30分まで	午前 8 時50分 から午 後 2 時 まで		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、浜松市立保育所条例（昭和 2 4 年浜松市条例第 1 3 号）第 2 条の表に掲げる浜松市立三ヶ日保育園における同条例第 3 条第 1 号に掲げる事業の利用について、浜松市立保育所条例施行規則（昭和 2 9 年浜松市規則第 7 号）第 5 条の承諾を現に得ている保護者は、市長が別に定める者を除き、施行日において、当該承諾に係る 2・3 号認定子どもの浜松市立三ヶ日こども園における浜松市立幼保連携型認定こども園条例（令和 6 年浜松市条例第 5 0 号）第 3 条第 1 号に掲げる事業の利用について、浜松市立幼保連携型認定こども園条例施行規則第 5 条第 3 項の承諾を得たものとみなす。
- 浜松市立保育所条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第 1 （第 2 条関係）				別表第 1 （第 2 条関係）			
名称		定員		名称		定員	
(略)				(略)			
浜松市立引佐保育園		(略)		浜松市立引佐保育園		(略)	
浜松市立三ヶ日保育園		110人					
浜松市立都筑保育園		(略)		浜松市立都筑保育園		(略)	
別表第 2 （第 3 条関係）				別表第 2 （第 3 条関係）			
名称	開所時間	利用時間帯		名称	開所時間	利用時間帯	
		保育標準時間	保育短時間			保育標準時間	保育短時間
浜松市立南保育園	(略)	(略)	(略)	浜松市立南保育園	(略)	(略)	(略)
浜松市立鴨江保育園	(略)			浜松市立鴨江保育園	(略)		
浜松市立中ノ町保育園				浜松市立中ノ町保育園			
浜松市立花川保育園				浜松市立花川保育園			
浜松市立神田原保育園				浜松市立神田原保育園			
浜松市立積志保育園				浜松市立積志保育園			
浜松市立三方原保育園				浜松市立三方原保育園			
浜松市立笠井保育園	(略)			浜松市立笠井保育園	(略)		
浜松市立江西保育園	(略)			浜松市立江西保育園	(略)		
浜松市立権現谷保育園				浜松市立権現谷保育園			
浜松市立寺島保育園				浜松市立寺島保育園			
浜松市立西保育園	(略)			浜松市立西保育園	(略)		
浜松市立可美保育園	(略)			浜松市立可美保育園	(略)		

浜松市立 舞阪第1 保育園	(略)	(略)		
浜松市立 舞阪第2 保育園		(略)		
浜松市立 雄踏保育 園				
浜松市立 引佐保育 園	(略)	(略)		
浜松市立 <u>三ヶ日保 育園</u>	(略)	(略)		
浜松市立 都筑保育 園				

浜松市立 舞阪第1 保育園	(略)	(略)		
浜松市立 舞阪第2 保育園		(略)		
浜松市立 雄踏保育 園				
浜松市立 引佐保育 園	(略)	(略)		
浜松市立 都筑保育 園	(略)	(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(あらまし)

この規則は、浜松市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。